

令和3年

第6回 会津美里町教育委員会議事録

3月臨時会

# 令和3年3月臨時会

- I. 日 時 令和3年3月26日(金) 午後1時30分
- I. 場 所 会津美里町役場 本庁舎 2階 庁議室
- I. 出席委員 教 育 長 新 田 銀 一  
委 員 小 関 れい子  
委 員 武 藤 周 一  
委 員 明 田 安 弘
- I. 出席説明者 教 育 文 化 課 長 松 本 由佳里  
教育文化課主幹兼指導主事 金 川 純  
教育文化課長補佐 渡 部 雄 二  
教育文化課長補佐 鵜 川 晃  
会津美里町公民館長兼図書館長 福 田 富美代
- I. 傍 聴 人 な し

# 令和3年3月臨時会次第

## 1. 開会

## 2. 議事録の承認

令和3年第4回会津美里町教育委員会3月臨時会議事録の承認について

## 3. 審議事項

- 議案第35号 会津美里町学校給食センター運営規則の一部を改正する規則
- 議案第36号 会津美里町生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第37号 会津美里町複合文化施設条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第38号 第2次会津美里町子ども読書活動推進計画
- 議案第39号 会津美里町教育委員会事務局職員の任命について
- 議案第40号 会津美里町教育委員会職員の任命について
- 議案第41号 令和3年度教育委員会会議の説明員の任命について
- 議案第42号 令和3年度会津美里町学校給食費について
- 議案第43号 会津美里町立学校医の委嘱について
- 議案第44号 会津美里町立学校歯科医の委嘱について
- 議案第45号 会津美里町立学校薬剤師の委嘱について
- 報告第2号 令和3年度議事録作成職員の指名について

## 4. 報告事項

- (1) 令和2年度学校教育に関する要望書に対する回答について
- (2) その他

## 5. その他

## 6. 閉会

○開会時刻 午後1時29分

## 1. 開会

教育文化課長 令和3年第6回会津美里町教育委員会3月臨時会を始めたいと思います。  
委員から若干遅れるかもしれないというご連絡がありましたので、よろしくお願  
いしたいと思います。

教育長 委員の皆様、ご苦労さまです。令和2年度最後の教育委員会になりますので、よ  
ろしくお願いいいたします。

3月23日、小学校の卒業式、ご苦労さまでした。反省しているところですが、告  
辞の最後、令和2年3月となっていたのは、令和3年3月の誤りでした。失礼しま  
した。

あと、この後4月6日の午前中に小学校、午後に中学校、そして4月7日こども  
園2つと入学式、入園式がありますので、よろしくお願ひします。

それでは、令和3年第6回会津美里町教育委員会3月臨時会を始めます。

会期は1日とします。

出席委員は小関委員、武藤委員、明田委員。須田委員は遅刻ということになりま  
す。

出席説明者は、松本教育文化課長、金川主幹兼指導主事、渡部教育文化課長補佐、  
鵜川教育文化課長補佐、福田公民館長兼図書館長の5名です。

議事録署名人は、出席委員全員でお願いします。

## 2. 議事録の承認

教育長 2番目、議事録の承認ということで、令和3年第4回会津美里町教育委員会3月  
臨時会議事録の承認についてを議題にしたいと思います。

何かご質問とかあればお願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、ご質問等がありませんので、3月臨時会議事録については承認という  
ことにしたいと思います。

## 3. 審議事項

教育長 審議事項に入ります。

レジュメは議案第35号から議案第42号になっていますが、別冊で追加として  
議案第43号から議案第45号がありますので、よろしいでしょうか。

◎議案第35号

- 教育長 議案第35号を議題にしたいと思います。  
事務局から説明をお願いします。
- 教育文化課長 (議案第35号「会津美里町学校給食センター運営規則の一部を改正する規則」  
説明)
- 教育長 新旧対照表で給食費の未納に関する振替不能通知書、督促状、それから給食費の  
コロナに絡む日割計算の追加ということで5ページに説明がありました。  
何かご質問あればお願いします。よろしいですか。  
6ページと7ページは関連しないのですか。
- 教育文化課長 改正後の様式が6ページと7ページになってございます。
- 教育長 7ページに催促状ありますよね。では、6ページ、7ページも併せてお願いしま  
す。
- 委員 確認なのですが、給食費未納については、今までは学校に通知が行っていたので  
しょうか。
- 教育文化課長 いえ、それぞれ文書を出してはいたのですが、規則に様式を定めていなかったも  
のですから、今回ここにきちっと載せたというところでございます。
- 委員 そうすると、会津美里町は町から督促状が直接行くわけですよ。
- 教育文化課長 はい。
- 委員 学校に、特に子供のところに集金か何か。
- 教育文化課長 そういうことではないです。納入の義務がある保護者の方に、町長名でお出しし  
ているということです。
- 委員 公的なものですからね。
- 教育文化課長 学校は基本的に通しません。ただ、あまり滞納がひどいときには、学期に1回と  
か校長先生に立ち会ってもらって納付の相談などはするのですが、そういうご協力を  
いただいているだけで、実際の納入についての督促、納入通知、そういう部分に  
ついては学校を通していません。
- 教育長 給食センターと家庭の話。

教育文化課長 はい。

教育長 先生が大変ではありますね。

委員 過去にと言ってはなんですけれども。ただ、結構前給食費の未納が多かったので、そのままなのかなと思いながら。

委員 それは変わらないのでしょうか、未納額は。

教育文化課長 変わらないですけれども、その年、その年で幾らか、変動はありますが。口座振替なので、どうしても、振替不能による滞納が増えていってしまうというところはあるのですが、それについてはやはり丁寧に文書を出すなり、電話するなりしていくしかないと思います。

教育長 会津坂下町は、地区委員か何かが集めに行くのですね。だから、未納というのはないと。昔ながらの地区委員が集めるということです。

教育文化課長 会津坂下町はそうですか。

教育長 会津坂下町は、この前聞いたら未納などないということでした。柳津町もそう。

主幹兼指導主事 柳津町も同じです。

教育長 同じですよ。口座振替は良いようで、逆に裏手に取られる、逆手に取られる、そんなところあるのですよね。

委員 地区委員だと払わなければいけないですからね、やっぱり。

教育長 もう一回これは地区委員に集めてもらうように、戻すわけにはいかないのでしょうか。

教育文化課長 いかないと思います。合併前、旧高田町ではそういうやり方だったのですけれども、旧会津本郷町と旧新鶴村は合併前から口座振替だったので。私に分かる範囲では旧新鶴村で地区委員が集めたというのはよほど昔でないかと。

委員 ないですね。

教育文化課長 なかったですよね。平成9年から旧新鶴村で給食センター担当だったのでけれども、給食費の未納はほぼなかったのです、口座振替であっても。

教育長 多いのは高田地域と本郷地域。

教育文化課長 高田は多いですか。もちろん本郷も新鶴もあります。ただ、人数的に見ても高田が多いので。

教育長 そのほかご質問よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、ご質問がなければこの議案第35号については事務局の提案のあったとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第35号については事務局の提案のとおり決することにいたします。ありがとうございました。

#### ◎議案第36号

教育長 議案第36号を議題にしたいと思います。  
事務局から説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第36号「会津美里町生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」説明)

会津美里町公民館長兼図書館長 (追加説明)

教育長 それでは、よろしいですか。議案第36号については原案のとおり決することに異議ありませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、ご意見ないようですので、議案第36号については事務局の提案のとおり決することにいたします。

#### ◎議案第37号

教育長 続きまして、議案第37号を議題にしたいと思います。  
説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第37号「会津美里町複合文化施設条例施行規則の一部を改正する規則」

説明)

会津美里町公民館長兼図書館長 (追加説明)

教育長 イベント等によるものが12か月前、そのほかは3か月前、このような区分けをすることと、それから音響反射板、ひな壇の使用料、それぞれ3,000円と2,000円となっております。音響反射板とひな壇は若松市の稽古堂とか、南会津町の御蔵入とか、猪苗代町の学びいなど比較すると高くはないでしょうか、大体妥当なところというふうになっていますか。

会津美里町公民館長兼図書館長 実際音響反射板も全部で8台あるのですが、ステージで最大限に使うと8台がいっぱいいっぱいなのですが、それが6台であろうと5台であろうとこの料金設定にしたいと考えていました。

教育長 何台でもね。

会津美里町公民館長兼図書館長 はい。

教育長 3,000円で音響反射板を使える。

会津美里町公民館長兼図書館長 一式1回というのは、4時間以内という設定でございます。

教育長 よろしいですか。

委員 ただし書でただしの次にイベント等と付け加えた理由は分かりましたが、ただイベント等で範囲が疑問出てこないですか。イベント等という等はある意味広いではないですか。それをどこまで限定するというのははっきりしていますか。

会津美里町公民館長兼図書館長 一応イメージというか、こういったケースというところでは事務局内では考えているところですが、ただ人数的なものも一時考えたのですが、その辺もなかなか難しいのかなと。

委員 難しいと思うのです。だから、付け加えるのが悪いとかというよりも、逆に使いやすさというか、公式な部分から考えていくとイベントって多分付け加えが必要だと思いますが、等にすることも大丈夫なのかなという心配。等は要らないわけにはいかないですか。イベント以外で。

教育長 イベントだけね。

委員 考え方です。「等」できちんと自分たち、要するに教育委員会事務局が限定的に持っていればいいけれども、そうでないとそこでいろいろと逆に困ることが出てくる

ではないですか。

会津美里町公民館長兼図書館長 「等」とつくことによってどういう場合でもという。

委員            そうです。範囲が広がってしまうと思うのです、「等」というのはそういう意味で。今まで規制していたところが出てきたときに区分けが面倒くさいかなという気がするのですが、そこがはっきりしていればいいです。逆に言えばそこだけです。「等」で困らなければいいですが、「等」で困るようになったらイベントだけにするか、その辺は考え方ですよね。

教育長           委員言われるように「等」を取って、イベントによるというふうにしては駄目なのですか。あまりにも限定されてしまう。

会津美里町公民館長兼図書館長 そんなことはないと思います。大きな大会とか講演会とか、また人数が少なくても音響のほうが、先日エフエム福島の方を呼んで朗読会やっていたきましたが、その方がもし録音したいという場合、そういったこともぜひ使っていただきたいと思うのですが、録音だと3か月前でいいのか、そういった、何というのでしょうか。いずれにしても通常の練習のために1年先から予約するというのを。

委員            それは排除したい。

会津美里町公民館長兼図書館長 そうなのです。それを解消したいという思いが強くて。

委員            はっきりさせるべき。

教育長           練習とかそういうのにね。

委員            ただ、イベントでそれを事務局的にはっきり項目並べて、これ以外は駄目だというふうにすればそれでいいと思いますけれども、「等」にしたことによって説明が面倒くさくなるから。

会津美里町公民館長兼図書館長 そうですね、確かに。

委員            そこがちょっと気になるので、そこは今ここで言いませんが、検討したほうがいかなど、改めて。どちらでもいいと思います。イベント等でも答えが出れば。

教育長           では、取りあえず今委員言われるように、心配事ももっともだと思いますので、このところは事務局の提案のとおり「等」を入れておいて、そして事務局のほうの線引き、これをちゃんとしておいてください。ということでもよろしいですか。

委員            はい。

教育長 「等」で揺れたりすると後で困るからね。  
そのほかどうでしょうか。よろしいですか。議案第37号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第37号については今ご指摘のあったところを考慮してもらおうということを付け加えて、事務局の提案のとおり議案第37号については決することにいたします。ありがとうございました。

◎議案第38号

教育長 議案第38号を議題にします。  
事務局から説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第38号「第2次会津美里町子ども読書活動推進計画」説明)

会津美里町公民館長兼図書館長 (追加説明)

教育長 事務局からブックスタート、目標値、写真という話ありました。いいですか。

委員 案でいいですか、大丈夫ですか。一番初めのほう、挨拶というか、教育委員会のそこに初めにと何か、表題の挨拶とかあったほうがいいのかなど思ったのですが。  
あと、いろいろ見ていくと、取組の中に実績が入っているところあるのです。取組はこうやりましたと思うのですが、こうやった結果こうなった、なりましたまで書いてあったようなところがあったので。

教育長 実績までですか。成果のほうかな。

委員 はい、成果のところです。

教育長 例えば何ページ。挙げてもらえますか。

委員 8ページの保護者への啓蒙活動というところで、取組が「おすすめ絵本を知らせることにより、絵本の貸出につなげることができました」というように、これは「知らせるように努めました」と思うのです。その成果がここの下に来ると思うので。あと、課題がとても分かりやすいなというふうに思うのと、課題がずらずらずらっと実態みたいに行っているところがあったので。例えば今の8ページの下段のところなのですが、「年齢に合わせて選定する工夫が必要と、」これは「思われます」だね。例えば9ページの⑥の読み聞かせボランティアによる読書活動の支援ですか、

の課題を見てもらうと、「定期的に読み聞かせボランティアを受け入れる体制がまだできていない園もあります」。「園もあります」というのは実態だと思うのです。実態からこうなるのでとか、今後体制づくりをしていかななくてはいけないみたいなどころの課題として捉えて、何をしていけばいいのだみたいなのを課題として挙げていくというか、ただ実態というのでは駄目かな。それも同じように10ページの課題、このおすすめ図書30選のという課題を真ん中に赤字で書いてあるのですが、こちら辺はもうちょっと、例えば児童と生徒が読みたい本に多少のずれがありますというのは実態だと思うのです。だから、例えば本の選び直しを適宜行っていく必要があるとか、学校との連携を深めて読書の時間の確保につなげる工夫をしていく必要があるとかという、ただできていない、できていないではなくて、それについてどうしていくかというのを書いてもらえば。もう一回見直していただければいいかな。

教育長           では、大きくは最初の挨拶文のところに「はじめに」を入れて、あとは成果が取組とごちゃごちゃになっている、それからあと課題のほうに要するに課題ではなくて実態で終わっているということですね。その辺のところもう一回事務局のほうでチェックして直していただけますか。

会津美里町公民館長兼図書館長   分かりました。

委員           最後に、一番最初の初めの教育委員会の挨拶の中の下から4行目のところに「学校・園、家庭、地域の皆さまのご協力を得ながら」と書いてあるのですが、これは挨拶だから、いいと思うのですがけれども、例えば3ページを見ていただくと、3ページの上から2行目のところに、2段目のところに「学校（園・所）」となっているのです。そこら辺の文言がちょっと別なところにも統一しないところがあったので、学校（園・所）というので学校としてまとめていくのか。

教育長           学校（園・所）というのは、園は分かる。所は。

委員           保育所ですね。

委員           保育所ではない。

教育文化課長   保育所はない。

教育長           ない。こども園だから。

委員           今はないということ。

教育長           これは前の計画の文言なのですか。

委員           過去にこれは取り組んできましたということ。

教育長 取り組みましただからね。これは園、所でいいのだな。今はこれどうなっている。過去には園と所。

委員 そこは学校と園と取り組むというところはこども園とか何かいろいろ出てきているところはちょこっとあったので。

教育長 そこもう一回実態に合っているかどうか調べてもらってよろしいですか。園、所か、園なのか。

委員 今ほどと同じことなのです。11ページの一番上も課題になっているところは実態かなと。先ほどの延長だったのですが、ここも大体実態が出てきて、課題としての表現をむしろしたほうがいいかな。ですから、こういうマンネリ化しているので、これをどういうふうにしてやるのが課題なのだろうかということの文言。

あと、8ページの真ん中の④ですが、④保護者への啓蒙、今は啓蒙ではなくて啓発かなと思うのですけれども。

会津美里町公民館長兼図書館長 こちらは、第1次の計画の表現をそのまま落とし込んで。

委員 そうか。だから、啓蒙でいいのか。でも、今は啓発ですよ。

教育長 啓発なのだよ。

委員 くだらないと思うのですが、言うだけ言うておきます。数字の順序性ってあるのかなと思ったのですが、何かというと、例えば第1章の1も1ではないですか。そして、次の、目次を見ていただくと、第1章の1が数字の1で、次またその下の段階ですよ。第1章の下の1というのがまた1で、そして(1)、(2)その後いいのですが、第4章のときには基本方針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとローマ数字があって、この数字の順序性ってローマ数字が上で、1、(1)、①、ア、イ、ウ、アの(1)なんて、そんなふう聞いたことあったので、今それは間違いなのかもしれないけれど、気になりました。

教育長 これでも何かに、館長、倣ったのですか。

会津美里町公民館長兼図書館長 ごめんなさい、そこまでチェックしていませんでした。

委員 こういう文書にはこうなのかもしれない。論文とか何かにはこんな感じでは、順序性あるので、こういう文書については行政関係分らないので。

会津美里町公民館長兼図書館長 そちらのほうも併せて確認します。

教育長           その辺もう一回チェックしてください。  
                  その他どうでしょうか。

委員           本質的なものに関わってしまうので、余計な話になるかもしれませんが、各項目の中に新しく19ページ以降も目標とかとありますね。いろんな意味でこれは主体的に行政側の発想でやれるところなのかもしれませんが、毎回気になるのですが、31ページの計画の目標で、子供たちの読書とか児童生徒の割合とかって、後の方になってこれをやることにそんなに意味があるのかなといつも思っているのです。これを設定して開きが大きいことは分かっても、何でこういう設定をしなければいけないのかなと。前段までの設定は行政がやることを目標値として定めればいいのですが、子供たちにやるのはこういうことを一生懸命やったけれども、結果としてこうだという数値をやることに逆に何か意味があるのかなといつも思ってしまうのですが、やっぱりないとまずいですか、こういう計画には。

教育長           行政側だけではなくて、行政側がやったことによって子供がどれだけ伸びたかというのが欲しいのですよね。

委員           結果だけだったら分かるのですが、目標値を定めるではないですか、子供たちの年間読書数の。これって定めたからって何だ。結果として開きが大きくて、ではどこか間違っていたかみたいな話になってくるではないですか。でも、前段でいけば一生懸命やるわけです。その開きとの差をここでやっても何か意味があるのかなと、いつもこれ思うところなので。何かあまりにも目標値が重要視されてしまいますが、その前段のいろんな取組、本当に一生懸命何かしなければいけないというところはこの段階でもはっきりしているわけではないですか。結果として数値だけ最後はこうなりましたというなら分かります。ですが、子供たちに対して目標値を定めることがそんなに大事な事なのかなというのがすごく気になっているところです。これが目標値なので、皆さん、一生懸命やって、開きあったときにどうするのだ。誰も責任取るわけでも何でもないでしょう。取れるわけないですね。

教育長           あくまでも目標値だね。

委員           目標値が自分たちの自己満足に陥ってしまっている。言い方悪いですけども。

教育長           行政側がやっぱりある程度どこまでやれば一つの成果というのかな。

委員           それは、だから前段のここまでの部分で全部目標値やって、これを達成するために努力するというのは、すごく大事なことだと思います。ただ、最後のページだけは違うような気がする。子供たちが実際にやることを押しつけているだけかなという気がするので、やっぱりこれはないと困るのでしょうかね。

会津美里町公民館長兼図書館長   やはり計画なので、子供の目標値、子ども読書活動計画なのです

けれども、ただそれに取り組させるためのこども園だったり、小中学校の先生たちだったりというところで、意識づけを持たせたいというものもあっての指標設定というところも考えていたところではあったのです。

教育文化課長 子供というより指導する先生方に、ちょっと意識してもらおうという。

委員 意識してもらうのは、こっちの前段、3ページに渡った数値目標は、意識づけだと思えるのです。本来これは結果でしかないのです。必要なのかなという疑問がおきるわけです。簡単にやりましたみたいなのではなくて、設定の仕方でもいいのかなというふうに、逆に、思いましたけれども。絶対駄目だとかという話ではないですよ。必要なという気がしたのです。

教育文化課長 今回見直さなくてはいけないところ幾つもあるので、併せてもう一回ちょっと形にさせていただきます。

委員 絶対駄目だと言っているわけではありませんが、設定することにそんなに大きな意味はないような気がしているので、考えてもらったほうがいいのかと思って言っているのです。

委員 逆に設定した基準って目標値は何を基にしながら、なのかなと思うのですけれども。目標値を設定するのはいいとしても、例えば1人当たり年間読書冊数が目標値、令和7年は45になっているのではないですか。その辺は何を基にして45にしたのか。

会津美里町公民館長兼図書館長 ある程度図書館もできたというところで、今までこちらの開館だけで手いっぱいだったので、できていなかったのですが、各学校の図書室の支援的なものも活動として入れたいので、実際実績を踏まえて伸びるということは当然指標としては伸ばしたいというところもあっての妥当なところの数字。

委員 例えば39.2がどうして45になるのか、42、3ぐらいでなかったのかというのは、どこでそういう算出したのかということです。そこをお聞きしたいのです。例えば中学生、(2)番でも89.7ではないですか、31年。それが令和7年には96%、100%近い数字を求めているではないですか。これどこでどういう算出できたのかなと思うのです。例えば平成26年から3ポイントくらい上がったとしたら、3ポイントを上げるのが基準かなと。何を基準にして上げたのかだけ聞きたいです。

会津美里町公民館長兼図書館長 ここの2番の目標値については、毎年県で調査している1か月に一冊も読まなかったというところの逆のパターンで設置した表現ではあったのですが、1冊以上読むというところで。

教育長 これでも目標値の計算の仕方、根拠あるのでしょうか。例えば1年ごとに何ポイント上げるとか。

会津美里町公民館長兼図書館長 確認してみます。

教育長 その辺もう一回確認してください。ただ単に切りのいいところとか、そういう設定ではないと思います。ただ、1年ごとに何ポイントずつ上げていくとこういうふうになるとか、そういう根拠あつての数値だと思いますから、そこは後で確認してもらいます、目標値については。目標値については、事務局でもう一回委員言われたように見直してもらいたいのですが、指導する側から子供に話をするときには我々こういう目標値というのを持っていたほうがしゃべりやすいので、その辺のところも踏まえて検討してください。私はあつたらあつたで教える側、指導する側としてはいいと思いますので、それにあまり縛られないで。  
そのほかよろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、今日いただいた意見を事務局でもう一回見直すなり、訂正するなりして、そして委員に対してはどうしますか。

会津美里町公民館長兼図書館長 訂正したものの完成版的を送らせていただきます。

教育長 それ見ていただいて、あと随時ご意見等があれば電話でもいただくということでもよろしいですか。

委員 ただ、3月いっぱいでは報告は終了させるわけでしょう。確定させるのでしょうか。

教育文化課長 申し訳ありませんが、締めさせていただきます。

教育長 3月いっぱいでは。

教育文化課長 年度内に計画策定ということにさせていただきます。

委員 これでいいのではない。

教育長 ご指摘いただいたことを事務局で検討していただいて、あと事務局に一任してよろしいですか。それでは、議案第38号について決することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 完成版だけは送ってください、教育委員のほうに。  
では、そういうことでよろしくお願ひします。  
それでは、議案第38号については決することといたします。

◎議案第39号

教育長 議案第39号を議題にしたいと思います。  
事務局、お願いします。

教育文化課長 (議案第39号「会津美里町教育委員会事務局職員の任命について」説明)

教育長 よろしいですか。教育委員会の事務局員。  
議案第39号については、原案のとおり決することにご意義ありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、ご質問なければ議案第39号については事務局提案のとおり決すること  
させていただきます。

◎議案第40号

教育長 議案第40号を議題にしますので、説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第40号「会津美里町教育委員会職員の任命について」説明)

教育長 ありがとうございます。  
何かご質問ありますか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第40号については事務局の提案のとおり決することにします。

◎議案第41号

教育長 議案第41号を議題にしたいと思います。  
事務局、お願いします。

教育文化課長 (議案第41号「令和3年度教育委員会会議の説明員の任命について」説明)

教育長 今までと同じですよ。

教育文化課長 はい。

教育長 よろしいですか。議案第41号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第41号については事務局の提案のとおり決することにいたします。

◎議案第42号

教育長 議案第42号を議題にしたいと思います。  
事務局、説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第42号「令和3年度会津美里町学校給食費について」説明)

教育長 小学校、中学校、295円、340円の単価、あと各学校の授業時数というか、給食日数ということになります。議案第42号これも原案のとおり決してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第42号については、事務局の提案のとおり決することにいたします。

◎議案第43号

教育長 議案第43号を議題にしたいと思います。  
事務局で説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第43号「会津美里町立学校医の委嘱について」説明)

教育長 何かご質問ありますか。  
この開業医の先生方は、義務教育の小中学校関係は耳鼻咽喉科についても今は義務なのですか。

教育文化課長 義務というか、多分必要なのは3つなのだと思います。

教育長 県立関係は内科と。

教育文化課長 内科と眼科と歯科、ここに薬剤師というのが法定では決められているのですが、

学校の健康診断の記録に耳鼻咽喉の関係もあって、できるところは耳鼻咽喉科も頼んだほうがいいですということが、多分十何年か前にそういう通知が入ったと思います。会津美里町では合併当初からずっと耳鼻咽喉科も頼んでおりますので、引き続き、診ていただけたほうがいいかと思います。

教育長           それはそうですね。県のほうはお金がないということで。

委員             こういう場合だと、ここは両沼医師会ですよ。

教育文化課長    はい。  
どなたかお辞めになるという方が出れば両沼医師会に相談をして、両沼医師会では耳鼻咽喉科はないので、そうすると若松医師会のほうに両沼医師会からつないでいただいて、若松医師会にお願いに上がって、ということになります。

委員             では、医師会を経由しているのです。

教育文化課長    はい。

教育長           会津美里町はより丁寧ということですね。  
では、議案第43号については、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長           それでは、議案第43号については事務局の提案のとおり決することにします。

#### ◎議案第44号

教育長           議案第44号を議題にしたいと思います。  
説明をお願いします。

教育文化課長    (議案第44号「会津美里町立学校歯科医の委嘱について」説明)

教育長           よろしいですね。議案第44号については、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長           それでは、議案第44号についても事務局の提案のとおり決することにいたします。

◎議案第45号

教育長 議案第45号を議題にしたいと思います。  
説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第45号「会津美里町立学校薬剤師の委嘱について」説明)

教育長 薬剤師の依頼についてはよろしいですか。議案第45号については、原案のとおり決してよいかお諮りします。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第45号については事務局の提案のとおり決することにいたします。

◎報告第2号

教育長 報告第2号を議題にしたいと思います。  
説明をお願いします。

教育文化課長 (報告第2号「令和3年度議事録作成職員の指名について」説明)

教育長 1か所3年度に訂正していただいて、議事録作成職員の指名については今年度と同じということです。報告第2号については、原案のとおり決してよろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 ありがとうございました。それでは、報告第2号について終わります。

4. 報告事項

教育長 4番目の報告事項に入ります。  
まず、(1)番目、要望書に関する回答についてです。

教育文化課長 ((1)「令和2年度学校教育に関する要望書に対する回答について」資料により説明)

教育長 これは回答ですから、もう連Pのほうに回答書を渡したのですか。

教育文化課長 総務課で出していますよね。

教育文化課長補佐 総務課でまとめて出しているはずですよ。

教育文化課長 教育委員会だけではないので、役場の各課担当のところがあるので、総務課が全部取りまとめしております。

委員 ちょっといいですか。

新鶴小学校にスクールバスの運行についてあるのですが、普通原則2キロ以内はスクールバスないでしょう。ただ、実情に応じて回してくれるというのですよね。検討しますと書いてあるのですが、検討するというのは2キロ範囲内でもスクールバスを回すということの検討なのか、あくまでも2キロは2キロという原則論はあって、そこの中でも特例的にやるということで応じるのか、その辺が曖昧になってしまうと、ではここはオーケー、ここは熊が出るかもしれないからと、熱中症なんていうのはあまり熊とか関係ないですから、そうなってくると2キロどころではなくなって、今度は1キロとか500メートルでもスクールバス回せとかというふうになってくるので、この辺の検討の基準というのはいくらものかなというふうに思ったのです。

教育文化課長 多分そこから検討しなくてはいけないのだと思うのですけれども、距離が2キロだという部分はあるのですが、今各地区に本当に子供が少なく、特に帰りは学年が違っていると本当に1人になってしまうところが多かったり、1つの地区に2人ぐらいいかないと、片方休むと1人になったりということがあって、スクールバスへの要望はここ何年もずっと続いているので、3年ずつ債務負担行為で、3年ずつコースごとにバスの契約をするのですが、その見直しのときに少しずつ見直したほうがという話はしていたところです。当分の間の子供たちの何人ぐらいいるかというのを見ながらということと、あと今回宮川小学校区の西勝、富岡、領家、3地区についても要望がありましたので。

本当に近くの地区なので、3地区合同の登下校をしていただいていたのですが。

委員 集落3つね。

教育文化課長 はい。ああいうふうに近いところだといいますが、新鶴地域みたいに地区が離れているところは合同でというわけにもいかないのです。新鶴だけに限らず、地区によっては。そういうことを踏まえるとどうなのかなということもあって、やはりこれだけずっと言われ続けているので、検討が必要かなということですよ。教育委員会としてやっぱり2キロの線を崩さず、子供たちの健康面であったり、肥満対策でなんていうことも考えて、歩かせるべきだということなのかなということもあるのかなと思うのですけれども。

教育長 文科省は、4キロまでは小中学校は歩かせても身体的な疲労とかそういうのはないというふうに言っているのですよね。それを会津美里町では2キロに抑える。そ

の2キロに抑えてやっているところなのだけれども、今課長が言われるようにあちこちから要望がでている。

委員 肥満は増えているの。

教育文化課長 肥満率は高いです。増えているかどうかは分かりませんが、高いです、すごく。

主幹兼指導主事 数字は言えないのですけれども、来年以降運動について予算化してあるので、大分上がっているのだと思います。

委員 肥満、理由は何か、原因みたいなのは分かっているのですか。

教育長 肥満化の理由は、今回のコロナ関係で子供が外に出て運動できないというのがあったのですが、その以前に宮川小学校の先生が、宮川地区の肥満が多くなったのはバス通学にしてからと言っていました。

委員 分析しているわけですか。はっきりしているのですね。

教育長 だから、宮川辺りは学校に来る500メートルかそこらで降ろして、学校まで歩かせることも必要だというふうに唱えた校長先生もいたのです。

委員 安全もありますよね。

教育文化課長 そうなのです。心配なのでということで、親や祖父母が待っているより迎えに行ってしまったほうがいいということで送り迎えするというところもあるので、それは勝手にやっているわけではあるのですけれども、そういう送り迎えということは保護者負担につながるという声もあるのです。

委員 その辺は分からないわけではない。

教育文化課長 あと、今熊もですが、不審者ですとか、いろんな事件があったり、あと高齢者の運転による交通事故というのも報道されているのが多くなっているのではないかと、そういうご意見もあったりして、体力づくりだけではなくて、そういう危険、安全面の心配が大きいということによく言われているところです。

委員 安全面の心配があるから、対応しますというと、学校の先生、結局どこかで別にお金がないと子供たちの肥満は防げないではないですか。プラスアルファないとお金出すために予算を通さなければいけない話になって、そこは逆に理解してもらわないと、熊対策で出しました、危険で地区には出しましたというだけの話ではないということではないですか。そこは両にらみできちんと説明して十分理解してもらわないと予算がかさむだけだと思います。

教育文化課長 町で通学路安全推進委員会といって、通学路の合同安全点検をやっているのです。警察と学校と交通安全とか、区長だと思えます。そういうところで危険なところを確認したり、ここどうしたらいいという話をしながら、あわせてバス通についても検討して行って、通学の安全ということは一応教育委員会としては考えなくてはいけないところかなというふうには思っています。

委員 一律にはできないところもありますよね。

教育文化課長 はい。ただ、とにかく1人で下校するときには乗っていいよという特例、あと熊出たときとか、あとは気象条件が悪いとき、台風が来たときとか、そういうときには臨時で乗せるような形ではやってはいるので、なるべく臨機応変に対応はできるようには予算的にもなっているところではあります。

委員 かなり柔軟だよ、今の話聞くと。

教育文化課長 はい。それでもやはり苦情は毎年届いています。  
例えば、西会津町はバスに一般の方と小中学生みんな乗って、町内の路線バス組んでいますから。そういうやり方ですとか、考え方を考えて何か別な方法ということはあるのかなとも思うのですけれども。

委員 猪苗代辺りもみんなそうやって通ってきますから。

委員 若松の湊地区でやってはいました昔も。一般住民乗せて。  
経費の負担はどこかでね。

教育長 元に戻して、委員は何か要望あるわけですか。

委員 いやいや、そういうことでスクールバスの考え方を検討するという事は、2キロという線があるけれども、要するにさっき言ったように平等に、玄関までではないけれども、そういうふうにして持っていかなければいけないような状況なのかなというふうに思ったのです。

教育文化課長 2キロの設定もその地区の集合場所からの2キロというものなのですが、地区のこっこの端とこっこの端では全然違うではないですか。そんなこともあったり。

委員 そういう基準があるにしても、どんどん、どんどん実情に応じた対応をしていく方向で考えていらっしゃるのかなというところだけ確認したかったのですけれども。

教育文化課長 とにかく今後いろんなことを検討しなくてはいけないかなと思っています。

委員 そうですね。確かに。ケースバイケースですからね。

教育長 学校の在り方検討と同じように通学バスの在り方も検討中。  
では、そういうことでよろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、(2)のその他に入ります。  
その他について事務局で準備しているものとか何かありますか。

(「ないです」の声あり)

教育長 では、委員の方々からはどうですか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、ありがとうございます。

## 5. その他

教育長 では、4番目の報告事項は終わって、5番目のその他に入ります。

(日程について協議)

教育長 第1案が20日9時から、第2案は22日の9時からというふうにしておきます。この2つで委員と調整する。よろしいですか。

委員 教えていただきたいと思います、結果。

教育文化課長 分かりましたらご連絡します。

教育長 第1、第2案について委員との調整というふうにします。  
次、そのほかどうでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、5番目のその他終わります。

## 6. 閉会

教育長 閉会になりますが、事務局。

教育文化課長 それでは、長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございました。これをもちまして令和3年第6回3月臨時会を閉じたいと思います。令和2年度の教育委員会の会議はこれで最後になります。どうもありがとうございました。

○閉会時刻 午後2時58分